

## 一般社団法人 創画会規則

正会員の入会及び会費に関する規則	_____	p. 2
准会員の入会及び会費に関する規則	_____	p. 4
会友の入会及び会費に関する規則	_____	p. 6

## 一般社団法人創画会 正会員の入会及び会費に関する規則

### 第1条 正会員の資格の取得

創画展において創画会賞を3回受賞し、正会員の推挙を受け社員総会の決議により入会した個人。また、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律以下、「法人法」という。)上の社員とする。

### 第2条 入会に関する事項

この法人の正会員になろうとする者は、正会員の推挙を受けて社員総会の承認を受けた後、理事会の定める手続きにより入会を申請して受理されなければならない。また、住所、氏名、電話番号、ファクシミリ番号、Eメールアドレス等の変更があった場合には、速やかに主たる事務所に書面、ファクシミリ又は電子メールによって通知することとする。

### 第3条 入会金及び会費と諸経費

正会員は、この法人の事業活動に経営的に生じる費用に充てるため、正会員になったときから、社員総会の定める入会金及び年会費と諸経費を納入しなければならない。また、既納の入会金及び年会費と諸経費はいかなる事由があっても返還しない。

- (1) 入会金100,000円
- (2) 年会費100,000円
- (3) 図録代、入場料、懇親会費、ポストカードの諸経費の納入。
- (4) その他、社員総会の決議をもって必要な場合は、別途徴収することができる。

### 第4条 会費の減免

長期病臥、その他の事情により特別に困難な状況にある正会員本人又は家族からの申請に対しては、理事会の決議によりその年度の会費の納入を減免することができる。

### 第5条 経費負担の免除

健康上の理由で出品不可の正会員の経費負担については、正会員本人又は家族からの申請により、健康上の理由あるいは諸事情で今後、作品出品が困難であると理事会で認められた場合、以下の通りとする。

- (1) 図録代、入場料、懇親会費、ポストカードの諸経費について請求しない。
- (2) 新しく導入される経費負担についても免除する。
- (3) 春季創画展において、健康状態による不出品の理由が認められた正会員には、図録代の経費請求をしない。また、図録1冊を贈呈する。

### 第6条 義務画寄付

義務画の小品展を行う場合は、額縁付き小品画を創画会に寄付する。

- (1) 売却されなかった小品画は、1年程度事務所で保管後、作者に戻し本人保管とする。
- (2) 作者保管中に売却が成立した場合は、創画会へ1号10,000円以上の計算による寄付をお願いする。

(3) 小品画を作者に戻す運送費は、本人負担とする。

(4) 小品についての申し合わせ及び小品の販売価格ガイドラインを参照。

#### 第7条 任意退会

正会員は、理事会の定める退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。また、未納分の会費等がある場合は、納入すること。

#### 第8条 除名

正会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって除名することができる。

- (1) この法人の定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

#### 第9条 社員資格の喪失

前2条の場合の他、正会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第3条の支払い義務を3年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 死亡したとき、又はこの法人が解散したとき。
- (4) 高齢、長期療養、その他の特別な事情等、正当事由の届出がなく、正会員において創画展、春季創画展への出品及び義務画を5年以上不出品のとき。

#### 第10条 休会

休会制度は無し。

#### 第11条 正会員の追悼出品

正会員死去の場合は、直近の創画展に追悼作品を出品する。

- (1) 東京展と京都展における陳列、搬入搬出及び運送並びに図録掲載については、この法人が責任をもって行う。

#### 第12条 規則の変更及び改廃

この規則は、社員総会の決議をもって変更及び改廃することができる。

#### 附則

1. この規則は、2014年8月28日から改正施行する。

#### 附則

1. この規則は、2018年7月29日から改正施行する。

#### 附則

1. この規則は、2020年7月31日から改正施行する。

#### 附則

1. この規則は、2022年7月23日から改正施行する。

#### 附則

1. この規則は、2023年10月10日から改正施行する。

## 一般社団法人創画会 准会員の入会及び会費に関する規則

### 第1条 准会員の資格の取得

創画展において創画会賞を受賞し、正会員の推挙を受け社員総会の決議により入会した個人。

- (1) 会友推挙辞退の出品者が創画会賞受賞の場合、准会員推挙は行わない。

### 第2条 入会に関する事項

この法人の准会員になろうとする者は、正会員の推挙を受けて社員総会の承認を受けた後、理事会の定める手続きにより入会を申請して受理されなければならない。また、住所、氏名、電話番号、ファクシミリ番号、Eメールアドレス等の変更があった場合には、速やかに主たる事務所に書面、ファクシミリ又は電子メールによって通知することとする。

- (1) 事業年度内の手続きの保留は認める。それ以降は受け付けない。

### 第3条 入会金及び会費

准会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、准会員になったときから、社員総会の定める入会金及び年会費を納入しなければならない。また、既納の入会金及び年会費はいかなる事由があっても返還しない。

- (1) 定款第7条に定める諸経費は、負担しなくてよいものとする。
- (2) 入会金30,000円
- (3) 年会費20,000円

### 第4条 任意退会

准会員は、理事会の定める退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。また、未納分の会費等がある場合は、納入すること。

### 第5条 除名

准会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって除名することができる。

- (1) この法人の定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

### 第6条 准会員資格の喪失

前2条の場合のほか、准会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第3条の支払い義務を3年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 死亡したとき、又はこの法人が解散したとき。
- (4) 長期療養、その他の特別な事情等、正当事由の届出がなく、准会員において創画展及び春季創画展への出品を5年以上不出品のとき。

## 第7条 休会

休会制度は無し。

## 第8条 准会員及び会友の追悼者名又は追悼作品の図録掲載

准会員及び会友の死去の場合は、申請を受けてから直近の創画展図録に追悼者名の記載又は追悼作品として掲載できるものとする。

- (1) 本人自身の意志又は遺族からの申請により、追悼者名の記載又は追悼作品として図録に掲載できる。
- (2) 追悼作品の掲載は、故人の制作した作品のうち創画展入選作又は春季創画展入選作1点とする。
- (3) 追悼者名の記載及び追悼作品の掲載方法は、運営委員会で協議して決定する。
- (4) 追悼者名の記載及び追悼作品の掲載については、この法人が責任をもって行う。
- (5) 構成員は故人の消息を知り得た場合は、創画会事務所に通知する。
- (6) 通知があった時点で創画会事務所から遺族に連絡し、申請の判断を確認する。
- (7) 申請の場合は、追悼者名の記載又は追悼作品の掲載のどちらか選択の確認をする。
- (8) 特別な事案が発生した場合は、追悼者名の記載及び追悼作品の掲載をしないことがある。

## 第9条 規則の変更及び改廃

この規則は、社員総会の決議をもって変更及び改廃することができる。

### 附則

1. この規則は、2014年7月6日から改正施行する。

### 附則

1. この規則は、2020年7月31日から改正施行する。

### 附則

1. この規則は、2022年7月23日から改正施行する。

### 附則

1. この規則は、2023年10月10日から改正施行する。

## 一般社団法人創画会 会友の入会及び会費に関する規則

### 第1条 会友の資格の取得

創画展に通算3回入選し、正会員の推挙を受け社員総会の決議により入会した個人。

- (1) 会友推挙辞退の場合は、推挙要件の通算3回入選を白紙に戻す。原簿記録は変えない。

### 第2条 入会に関する事項

この法人の会友になろうとする者は、正会員の推挙を受けて社員総会の承認を受けた後、理事会の定める手続きにより入会を申請して受理されなければならない。また、住所、氏名、電話番号、ファクシミリ番号、Eメールアドレス等の変更があった場合には、速やかに主たる事務所に書面、ファクシミリ又は電子メールによって通知することとする。

- (1) 事業年度内の手続きの保留は認める。それ以降は受け付けない。

### 第3条 入会金及び会費

会友は、この法人の事業活動に経営的に生じる費用に充てるため、会友になったときから、社員総会の定める入会金及び年会費を納入しなければならない。また、既納の入会金及び年会費はいかなる事由があっても返還しない。

- (1) 定款第7条に定める諸経費は、負担しなくてよいものとする。
- (2) 入会金 10,000円
- (3) 年会費 10,000円

### 第4条 任意退会

会友は、理事会の定める退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。また、未納分の会費等がある場合は、納入すること。

### 第5条 除名

会友は、次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって、除名することができる。

- (1) この法人の定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

### 第6条 会友資格の喪失

前2条の場合のほか、会友は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第3条の支払い義務を3年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 死亡したとき、又はこの法人が解散したとき。

### 第7条 休会

休会制度は無し。

## 第8条 准会員及び会友の追悼者名又は追悼作品の図録掲載

准会員及び会友の死去の場合は、申請を受けてから直近の創画展図録に追悼者名の記載又は追悼作品として掲載できるものとする。

- (1) 本人自身の意志又は遺族からの申請により、追悼者名の記載又は追悼作品として図録に掲載できる。
- (2) 追悼作品の掲載は、故人の制作した作品のうち創画展入選作又は春季創画展入選作1点とする。
- (3) 追悼者名の記載及び追悼作品の掲載方法は、運営委員会で協議して決定する。
- (4) 追悼者名の記載及び追悼作品の掲載については、この法人が責任をもって行う。
- (5) 構成員は故人の消息を知り得た場合は、創画会事務所に通知する。
- (6) 通知があった時点で創画会事務所から遺族に連絡し、申請の判断を確認する。
- (7) 申請の場合は、追悼者名の記載又は追悼作品の掲載のどちらか選択の確認をする。
- (8) 特別な事案が発生した場合は、追悼者名の記載及び追悼作品の掲載をしないことがある。

## 第9条 規則の変更及び改廃

この規則は、社員総会の決議をもって変更及び改廃することができる。

### 附則

1. この規則は、2014年8月28日から施行する。

### 附則

1. この規則は、2019年10月11日から改正施行する。

### 附則

1. この規則は、2020年7月31日から改正施行する。

### 附則

1. この規則は、2022年7月23日から改正施行する。

### 附則

1. この規則は、2023年10月10日から改正施行する。